

## 令和6年度与党税制改正大綱について

本日、「令和6年度与党税制改正大綱」が決定された。

この度の税制改正に当たっては、こども・子育て政策をはじめ、少子高齢化社会への対応や国土強靱化の推進、さらには地方創生への取組などの諸施策を都市自治体が積極的に進める中、都市財政に影響を及ぼす多くの課題が含まれていたところであり、とりまとめにあられた与党関係者の方々のご尽力に敬意を表するものである。

固定資産税については、土地に係る負担調整措置の適用期限が3年延長され、商業地等に係る据置特例を含め、負担調整措置のあり方について税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討することとされた。今後も都市自治体の基幹税である固定資産税が安定的に確保されるよう求める。

外形標準課税については、資本金1億円超の現行基準を維持しつつ、当分の間、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを対象とするなど、基準が見直されたことは、法人事業税交付金の安定的確保に資するものであり、評価するものである。

森林環境譲与税については、譲与基準等が見直されたことは評価するとともに、来年度からの森林環境税の賦課徴収が円滑に進み、適切な森林整備や木材利用等の一層の推進に資することを期待するものである。

令和5年12月14日

全国市長会  
会長 立谷 秀清